

公 告

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、広島県契約規則（昭和39年広島県規則第32号）第16条の規定により公告する。

令和8年2月16日

広島県立尾道北高等学校長 畠知 克利

1 調達内容

(1) 業務名

尾三地区県立学校浄化槽維持管理業務（因島高等学校外1校）

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

（地方自治法〔昭和22年法律第67号〕第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

(4) 履行場所

尾道市因島重井町5574 広島県立因島高等学校

尾道市因島大浜町1517-1 広島県立尾道特別支援学校しまなみ分校

(5) 入札方法

契約期間全体の1校ごとの総価で入札に付する。（1校ごとに落札者を決定する。）

(6) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額（10パーセントを加算した結果1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第11項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。
- (4) 净化槽法（昭和58年法律第43号）第48条第1項の規定による、本件調達の対象となる浄化槽が設置されている区域の業務範囲とする広島県知事（広島市、呉市、福山市の区域においては市長）の登録を受けている者であること。
- (5) 净化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定による、本件調達の対象となる浄化槽が設置されている区域を業務範囲とする尾道市長の許可を受けている者であること。
- (6) 廃棄物処理法（昭和45年法律第137号）第7条第1項の規定による、本件調達に係る業務の履行場所を業務範囲とする尾道市長の許可を受けている者であること。
- (7) 再委託にあたっては、浄化槽法第10条第3項の規定を遵守するものとする。

3 入札手続等

(1) 入札説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒722-0046 尾道市長江三丁目7番1号

広島県立尾道北高等学校 事務室

電話 (0848) 37-6106

イ 交付期間

令和8年2月16日（月）から令和8年2月25日（水）まで（土曜日、日曜日及び

国民の祝日に関する法律〔昭和 23 年法律第 178 号〕に規定する休日を除く。) の午前 9 時から午後 4 時 30 分までの間、隨時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、又は広島県ホームページからダウンロードすること。

(2) 入札参加資格の確認

ア 本件の一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に明記されている入札参加資格確認申請書に、誓約書のほか必要な添付書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

令和 8 年 2 月 26 日（木） 午後 4 時 30 分

エ 提出方法

持参、郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成 14 年法律第 99 号〕第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）又は電子メールによる。ただし、郵送等又は電子メールによる場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 入札参加資格の確認結果の通知

令和 8 年 3 月 2 日（月）までに通知する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア 日時

令和 8 年 3 月 10 日（火） 午前 10 時

イ 場所

尾道市長江三丁目 7 番 1 号

広島県立尾道北高等学校 会議室

ウ 入札書の提出方法

持参による。電報、郵送等による入札は認めない。

4 落札者の決定方法

(1) 広島県契約規則第 19 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(2) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、施行令第 167 条の 9 の規定により、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

当該入札者のうちくじを引かない者（開札に立ち会っていない者を含む。）があるときは、これに代えて、当該入札事務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金
免除

イ 契約保証金
免除

(3) 入札者に求められる義務

入札者は、契約を担当する職員から入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、自己の費用負担のもとでこれに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他広島県契約規則第 21 条各号に該当する入札は、無効とする。

(5) 契約における特約事項

この入札による契約は、広島県議会における当該契約に係る令和8年度歳入歳出予算が成立したときをもって効力を生じるものとする。

また、令和9年度以降の当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、県はこの契約を解除することができるものとする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 調査協力

入札者は、落札者となった場合において、契約を担当する職員から入札額に係る経費内訳書（一般競争入札事務処理要領別記様式第4号の2の書式による）の提出を求められたとき及び別記様式第4号の3（労働関係法令等の遵守義務に係る確認調査票）による調査が実施されたとき（再委託を行う場合は再委託先を含む。）は、自己の費用負担のもとでこれに応じなければならない。

(8) その他

入札説明書による。

6 問合せ先

〒722-0046 尾道市長江三丁目7番1号

広島県立尾道北高等学校 事務室

電話 (0848) 37-6106 ファクシミリ (0848) 37-6077

メールアドレス onomichikita-h@hiroshima-c.ed.jp